

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度礼文町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		予算額
歳 入	地方消費税交付金(社会保障財源分)	33,809
歳 出	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	412,210

(単位:千円)

事業名		財 源 内 訳					
		事業費	特 定 財 源			一般財源	
			国道支出金	町債	その他		うち引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)
社会福祉	社会福祉費	117,685	21,248		433	96,004	9,118
	老人福祉費	111,778	1,878		1,908	107,992	10,257
	児童福祉費	88,212	22,071	4,200	5,532	56,409	5,358
	障害福祉費	63,325	44,973			18,352	1,743
	小計	381,000	90,170	4,200	7,873	278,757	26,476
保健衛生	保健衛生費	18,484	4,121		1	14,362	6,263
	母子衛生費	12,726	1,458		1	11,267	1,070
	小計	31,210	5,579		2	25,629	7,333
合計		412,210	95,749	4,200	7,875	304,386	33,809

※上記の社会保障関係費には、事務費等も含まれていますが、引き上げ分の地方消費税収は、事務費や職員の人件費には充てないこととされています。

(社会保障事業の主な内容)

- 社会福祉費
社会福祉協議会補助、民生委員協議会補助、国民健康保険事業等、後期高齢者医療事業等
- 老人福祉費
老人福祉寮管理運営事業、長寿祝金事業、介護保険事業等
- 児童福祉費
保育所管理運営事業等
- 障害福祉費
障害者自立支援給付事業等
- 保健衛生費
国民健康保険施設事業、予防接種業務委託事業等
- 母子衛生費
子ども医療費助成事業、妊産婦医療費助成事業等